

第4回豊川市立地適正化計画専門部会

【議事要旨】

日時：平成28年12月22日（木）午後3時～午後4時30分

場所：豊川市役所 委員会室（本庁舎3階）

出席者：以下のとおり（敬称略）

区分	氏名	所属	分野
学識 経験者	浅野純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授	都市計画
	松山明	中部大学工学部准教授	都市計画
各種 団体	松下 紀人	豊川商工会議所専務理事	商工業
	山口 五月	豊川リサイクル運動市民の会会長	環境
	熊谷 直克	豊川市農業委員会会長	農業
	河合 美恵子	豊川防災ボランティアコーディネーターの会代表	防災
	伊奈 克美	特定非営利活動法とよかわ子育てネット代表理事	児童福祉
	大高 博嗣	豊川市障害者（児）団体連絡協議会会長	障害者福祉
	平田 節雄	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会会長	高齢者福祉
公募	小林 尚美	市民	
	近藤 彰利	市民	
オブザーバー	八田 陽一	愛知県建設部都市計画課主幹（代理出席）	県職員

1 開会

2 議事

(1) 居住誘導区域の設定について

意見・質疑等の要旨	
意見1	参考図のページ番号が間違っているため修正が必要である。
	事務局 記載ミスであるため修正する。
意見2	参考資料の策定の経緯の中に第4回の作業部会がないが表記は正しいか。
	事務局 第4回の作業部会は、都市計画マスタープランの協議であったため、立地適正化計画の策定経緯には含んでいない。
意見3	182頁の一覧表について、誘導施設以外の施設が一覧表に掲載されている意味合いは何か。また、タイトルと内容があっていないのではないか。
	事務局 一覧表は、豊川市に必要な都市機能施設を示しており、これを基本として検討を行い、青色の着色表示のある施設を誘導施設として設定している。表の上部の文章に着色表示のある施設が誘導施設であることを明記する。

意見 4	参考資料の届出制度を説明する頁に、誘導施設が一通り網羅されているが、地域別の設定が分りにくいので工夫が必要である。	
	事務局	概要版とセットで提示する。
意見 5	届出制度の運用開始から 30 日未満の届出対象行為への対応について確認が必要である。	
	事務局	確認をして運用していく。
意見 6	都市機能誘導区域や居住誘導区域の外の地域での届出に対する対処方法を確認したい。	
	事務局	現時点では、届出の際に計画の内容や施策、補助制度等に関する情報提供を行うことにより、誘導することを考えている。
意見 7	居住誘導区域外において、建築時期をずらして個別に建築し、最終的に 3 戸以上の住宅が整備されるような行為については、指導や勧告だけでなく強制力を持って対応することも必要である。立地適正化計画制度を適切に運用してほしい。	
意見 8	市民説明会の意見は、今回の委員会で議論はされないのか。	
	部会長	意見の内容については冒頭に確認している。具体的な内容について発議してもらえれば協議する。
意見 9	計画の運用にあたり、都市計画図に各誘導区域のラインは掲載するのか。	
	事務局	都市計画図には、都市計画法に基づく決定内容のみとなる。都市計画の内容を閲覧できる市の電子情報では、居住誘導区域と都市機能誘導区域の情報を表示し周知と運用を図る。 また、市のホームページに計画を掲載する。

### 3 その他

パブリックコメント後の専門部会の開催の有無については、部会長に一任する。

[了]